

## 令和4年度 熊本市特定障害福祉サービス等事業所指定要項

### 1 趣旨

熊本市では事業所の地域偏在の解消に向けて、サービス供給量が必要量の見込みを上回る場合に新規の事業所の指定を行わない、総量規制を実施しております。

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に定める各年度の利用者数の見込みから区毎の指定必要量を設定し、指定を行います。

### 2 内容

#### (1) 本取扱いに基づき指定を行うサービス

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型

児童発達支援、放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービス、共生型サービスを除く）

#### (2) 区毎の指定必要量

区毎に以下の数の事業所の指定を行うことを予定しており、余った枠は次年度に繰り越されます。

| 【令和4年度】 | 就労継続支援<br>A 型 | 就労継続支援<br>B 型 | 生活介護 | 児童発達支援 | 放課後等<br>デイサービス |
|---------|---------------|---------------|------|--------|----------------|
| 中央区     | 0             | 1             | 2    | 2      | 3              |
| 東区      | 2             | 3             | 0    | 2      | 5              |
| 西区      | 0             | 1             | 0    | 1      | 1              |
| 南区      | 0             | 0             | 0    | 0      | 4              |
| 北区      | 0             | 3             | 0    | 2      | 5              |

| 【令和5年度】 | 就労継続支援<br>A 型 | 就労継続支援<br>B 型 | 生活介護 | 児童発達支援 | 放課後等<br>デイサービス |
|---------|---------------|---------------|------|--------|----------------|
| 中央区     | 0             | 1             | 1    | 2      | 3              |
| 東区      | 2             | 2             | 0    | 2      | 4              |
| 西区      | 0             | 1             | 0    | 1      | 0              |
| 南区      | 0             | 0             | 0    | 0      | 4              |
| 北区      | 0             | 2             | 0    | 1      | 4              |

※ A 型、児童発達支援、放課後等デイサービスは定員10名。B 型、生活介護は20名。

#### (3) 申請者要件

法人であること。市税の滞納がない者であること。就労継続支援A型事業については、社会福祉事業のみを行う法人であること。

#### (4) 開所時期（定員増も含む）

**令和4年4月～令和5年3月まで**

※令和5年度に開所を希望するものについては、令和4年12月以降に相談の受付を開始いたします。その時はHPに掲載いたします。

### 3 手 続

指定を希望する事業者は、以下のとおり（1）事前相談、（2）仮申請、（3）本申請を行っていただきます。事前相談なく、指定の申請はできません。

申し込みや、質問はメールでお願いします。電話や予約なしの来課には対応できかねますので予めご了承ください。

○原則、1法人1事業での申請（児童発達又は放課後等デイサービス）で受付いたします。（利用定員増も含む）

※代表や経営に関係する役員が、重複して別法人でも申請された場合は、同一法人とみなす場合があります。

※既設の事業者に関しては実地指導後、適正な運営がなされていることを確認後仮申請に進んでいただきます。

(1) 事前相談 ※予約制となっています。必ず事前にメールで予約をお願いします。

○申し込み方法：メール（電話・来課の受付は行いません）

**件名「令和4年度《指定希望のサービス名》の指定（又は定員増）について」**

※メールアドレス：[shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp](mailto:shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp)

- ・申し込みの際、メール本文へ法人名、代表者名、法人住所、連絡先、担当者名をご記載ください。
- ・障害児通所支援事業については「事前相談希望日調査表（障害児通所支援）」に第3希望まで記載し、メールでお送りください。
- ・生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型については事前相談の希望日を複数日メールに記載ください。

○申し込み期間：令和3年12月2日（木）8：30～ 令和3年12月14日（火）17：15締切

- ・令和4年1月以降については、随時メールで受け付けます。

ただし、12月で募集枠が埋まった場合は受付を締め切らせていただきます。

※サービス種別により締め切り状況が異なります。

○面 談 日：令和3年12月分：12月6日（月）～12月17日（金）（土日を除く）

を予定しています。

- ・令和4年1月以降について、募集枠が残っている場合は、事前相談の面談を原則毎月第2週目（1月は第3週）に行います。ただし、12月で募集枠が埋まった場合は受付を締め切らせていただきます。

※新型コロナウイルス感染症の発生状況により、日程や面談方法等を変更する場合がありますことを予めご了承ください。

### ○事前相談に必要な書類

事業ごとに提出書類が異なり、面談前に提出していただく物もありますので確認してもなく提出をお願いします。

#### 【生活介護】

- ① 指定希望等確認票（障害福祉サービス）
- ② 事業所の基本方針等確認書（生活介護）
- ③ 市税滞納有無調査承諾書（熊本市に主たる法人住所がある場合）
- ④ 法人の直近の決算書類又は資金がわかる通帳など

#### 【就労継続支援A型及びB型】

- ① 指定希望等確認票（障害福祉サービス）
- ② 事業所の基本方針等確認書（就労継続支援）
- ③ 就労継続支援事業概要書
- ④ 収支予算書（就労継続支援）
- ⑤ 市税滞納有無調査承諾書（熊本市に主たる法人住所がある場合）
- ⑥ 法人の直近の決算書類又は資金がわかる通帳など

#### 【児童発達支援及び放課後等デイサービス】

- ① 指定希望等確認票（障害児通所支援）
- ② 事業所の基本方針等確認書（児童発達支援 又は 放課後等デイサービス）
- ③ 収支予算書（利用見込がわかる場合は「利用予定名簿」を提出してください、既存の事業所は昨年度の実績表「【障害児通所支援】利用実績」も提出してください）
- ④ 市税滞納有無調査承諾書（熊本市に主たる法人住所がある場合）
- ⑤ 法人の直近の決算書類又は資金がわかる通帳など

※児童発達支援及び放課後等デイサービス希望の場合は、面談前にメールで①・②・③をご提出ください。

#### （留意事項）

- ・他自治体で指定を受けている事業者については、管轄の自治体より受けた実地指導の結果通知および改善報告書及び、第3者評価を受けている場合にはその結果をご提出ください。
- ・市税滞納有無調査は、法人が熊本市外にある場合は、その自治体での市税滞納がないことを証明できる書類をお願いします。

## ○事前相談について

- ・事前相談は、原則代表者、管理者又はサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者など、事業の運営等について、こちらからの質問に回答が可能な方がお越しくください。
- ・事前相談の前に本市のHPに記載しております障害者総合支援法や児童福祉法及び同法に基づく基準や本市条例、関係する告示等についてはあらかじめ各自で確認していただき、ご理解のうえお越しいたきますようお願いいたします。

基準等の理解が不十分と判断した場合は、指定の申請を受けかねますのでご了承ください。

- ・面談に来課される人数はコロナウイルス感染症拡大防止の観点から最大**2名**までとさせていただきます。

## (2) 仮申請

○提出時期：開設予定の3～4か月前まで

○提出書類：【仮申請チェックリスト】に記載の書類

チェックリストの順にインデックスを貼り、ファイルに綴じて提出

※黄色部分の書類は本申請までにご提出ください。既に書類がある場合は仮申請時にご提出ください。

○提出場所：熊本市障がい保健福祉課（市役所本庁11階） 自立支援班

電話番号：（096）328－2519

○提出方法：事前に日程調整を行った上、持参により提出してください。

※郵送不可

提出する際に書類の確認を行いますので必ず申請者、もしくは実際に従事する従業者の方（組織体制図に記載されている方）がご来課ください。

（留意事項）

仮申請の書類が十分に揃っているか、【仮申請チェックリスト】でご確認ください。

書類が揃っていない場合や、内容に疑義がある場合には再度仮申請をやり直していただきます。また書類の補正が重なる場合は、事前相談からやり直していただく場合がございます。

各種書類の作成については、ご自身でお調べいただき作成ください。仮申請前の申請書類に関する質問についてはお受けいたしません。

## (3) 本申請

○手続

仮申請の書類が全て問題なく揃っており、支援の内容についても確認がとれましたら、本申請を許可します。この時点で最終的に総量規制の枠を押さえることとなります。

ただし、仮申請時点で別途指示する提出期限までに本申請されない場合は、確保している枠を取り消します。

本申請を許可した後、人員等運営に大きく影響するものが変更になる場合も仮申請から

やり直していただきます。

## ○提出書類

【仮申請チェックリスト】に記載の黄色部分を含めた書類

## (4) 申請後の流れ

### ○関係法令の適合確認

使用する建物について、建築基準法及び消防法に適合していることが確認できる書類をご提出ください。

- ・〈建築基準法〉【建築士からの証明書又は建築確認済証】
- ・〈消 防 法〉【検査済証】

### ○現地確認

建物が、支援が行える状態に整備された後、開所予定場所の現地確認を実施します。

現地確認の際には、事業の運営に係る全ての職員との面談及び全従業員の雇用契約書、資格証、研修修了証等の原本、各種マニュアル等を確認します。

### ○処理期間

本申請を受けてから指定をするまでに最長で1か月半程度の期間を要します。

### ○申請内容の変更について

申請内容の変更は原則認めず、申請内容が途中で変更になる場合は再度仮申請からやり直していただきます（確保している総量規制の枠も一度取り消すこととなります）。

ただし、変更の内容が軽微である等で熊本市が認めるものについては、この限りではありません。

虚偽その他不正な申請が認められた場合、障害者総合支援法第36条第3項第3号及び児童福祉法第21条の5の15第3項第3号の規定に該当すると解し、その後の申請を受け付けないこともございますので、ご注意ください。

## (5) その他

総量規制の枠が無くなったことによる事業計画の中止や、指定を受けられない場合の損害等について、熊本市は責任を負いません。

また、本要項を熟読いただいていない方についても事前相談等に応じない場合がありますので申し添えます。

質問窓口：熊本市健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課 自立支援班

メールアドレス：[shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp](mailto:shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp)

※質問は必ずメールでお願いいたします。